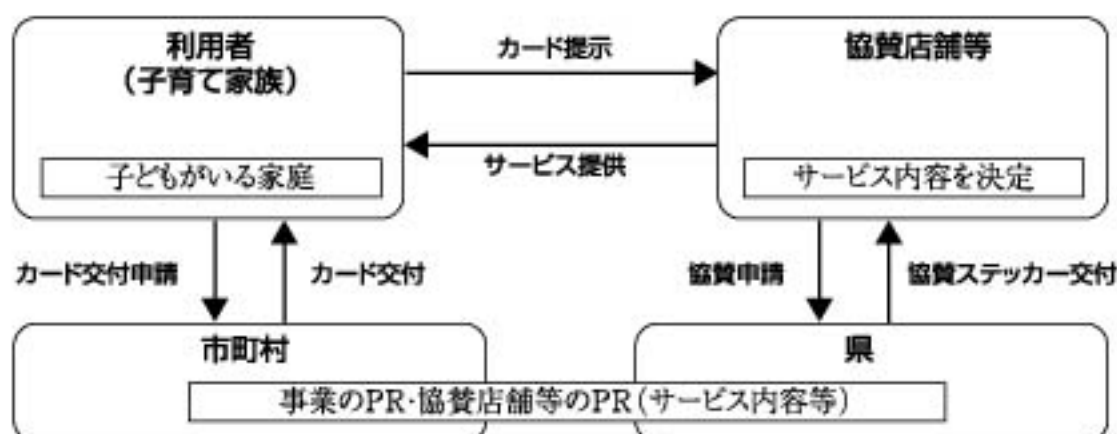


子育て家庭を応援します！ 子育て応援パスポート（ファミたんカード）の更新について

この事業は、子育て家庭を応援するために、子どものいる家庭に「ファミたんカード」を交付して、協賛店舗の協力でさまざまなサービスを受けられるものです。現行の当該カードは平成22年3月31日をもって、有効期間が満了となります。そのため、平成22年4月1日からの当該カードの更新について、対象となるみなさまにその交付方法及びご利用内容について、お知らせいたします。



ファミたんカードのしくみ



利用者のみなさまへ

ファミたんカードを利用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●対象は18歳(※)までの子どもがいる家庭(子ども1人に対し、1枚) ※18歳の誕生日を過ぎて最初の3月31日までは対象となります。 ●上記の子どもと同居している家族の方は、どなたでも利用できます。但し、協賛店舗等によっては、子どもに限定したサービスをしている場合があります。
ファミたんカードの交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもが小・中・高等学校、幼稚園、保育所に通っている家庭は、更新の手続きは必要ありません。子どもが通う学校等より配付いたします。 ※上記以外の交付対象となっている家庭は、役場の窓口にて申し込み、交付を受けることになります。 ●なお、役場での窓口受付開始は平成22年3月29日からです。 ●交付されたカードの裏面には、子どもの氏名をご記入ください。 ●もしカードが届かない場合は、役場健康福祉課福祉係までお問い合わせください。
その他の案内	<ul style="list-style-type: none"> ●更新ファミたんカードの有効期限は、平成27年3月31日迄です。 ●協賛店舗等の紹介については、県庁のホームページで検索できます。 ●県内転入・転出は手続き不要で、そのままカードを使用できます。

新旧対照表

	新	旧
カードの配付対象	子どもに1枚	世帯に1枚
カードの交付方法	・小・中・高等学校、幼稚園、保育所等を通じて配付 ・市町村の窓口交付は継続	市町村窓口で交付
カードの有効期間	最長5年間(有効期限平成27年3月31日)	最長3年間
カードの番号	番号は廃止	連番制
カード裏面の記載氏名	子どもの氏名	世帯主の氏名
カードの返還事由	・対象年齢(18歳の誕生日を過ぎて最初の3月31日)を過ぎた場合 ・家族以外の方への貸し借りなど不正に使用したことが確認された場合	
カードの返還先	お住まい(福島県内)の市町村	

【事業の問い合わせ先】

福島県子育て支援課 / 電話 024-521-7198 FAX 024-521-7747

メール kosodate@pref.fukushima.jp ホームページ http://www.pref.fukushima.jp/angelnet/kosodate_ouen/passport_index.html

【カードについての問い合わせ先】

富岡町役場 健康福祉課 福祉係 / 電話 0240-22-2111 (内線2115)